

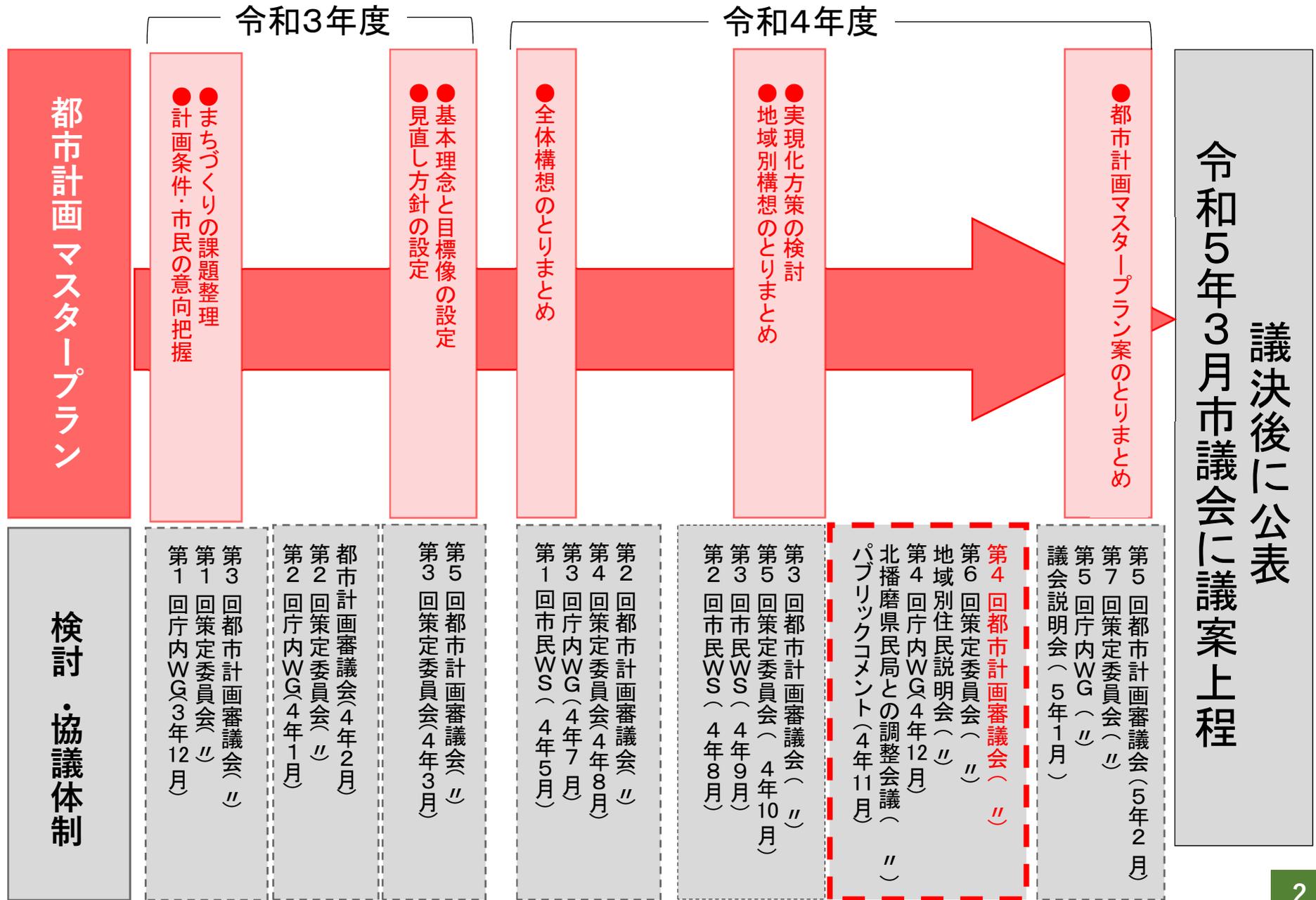
加西市都市計画マスタープランの策定について

目次

1	策定スケジュール……………	2p
2	前回素案からの修正箇所…	3p
3	実現化に向けて……………	9p

令和4年度第4回都市計画審議会
令和4年12月28日(水)13時30分から
加西市役所5階大会議室

■策定スケジュール



■10/28都市計画審議会でのご意見

	意見・修正箇所	修正内容
1	<ul style="list-style-type: none">・地域別構想の4地域から3地域へ変更について、北条地域でも市街化区域とそれ以外では、まちづくりの方針が大きく違う。	→北条地域においては地域づくりの基本方針を市街化区域と調整区域に分けて記載。(資料2 P135～)
2	<ul style="list-style-type: none">・部門別整備方針の「住宅地整備の方針 ③集落地区における住宅地整備」に「地域で働く外国人との共生や市街化調整区域での社宅建築、空き家の用途変更を可能とすること」、「加西市で進めている協創のまちづくり、多文化共生に関すること」を追加すること。	→ご意見を踏まえ修正。(資料2 P119)
3	<ul style="list-style-type: none">・未来のまちづくりワークショップで出た「若者の意見」を反映すること。	→まちづくりの基本方針「地域主体のまちづくり」に追加(資料2 P92)

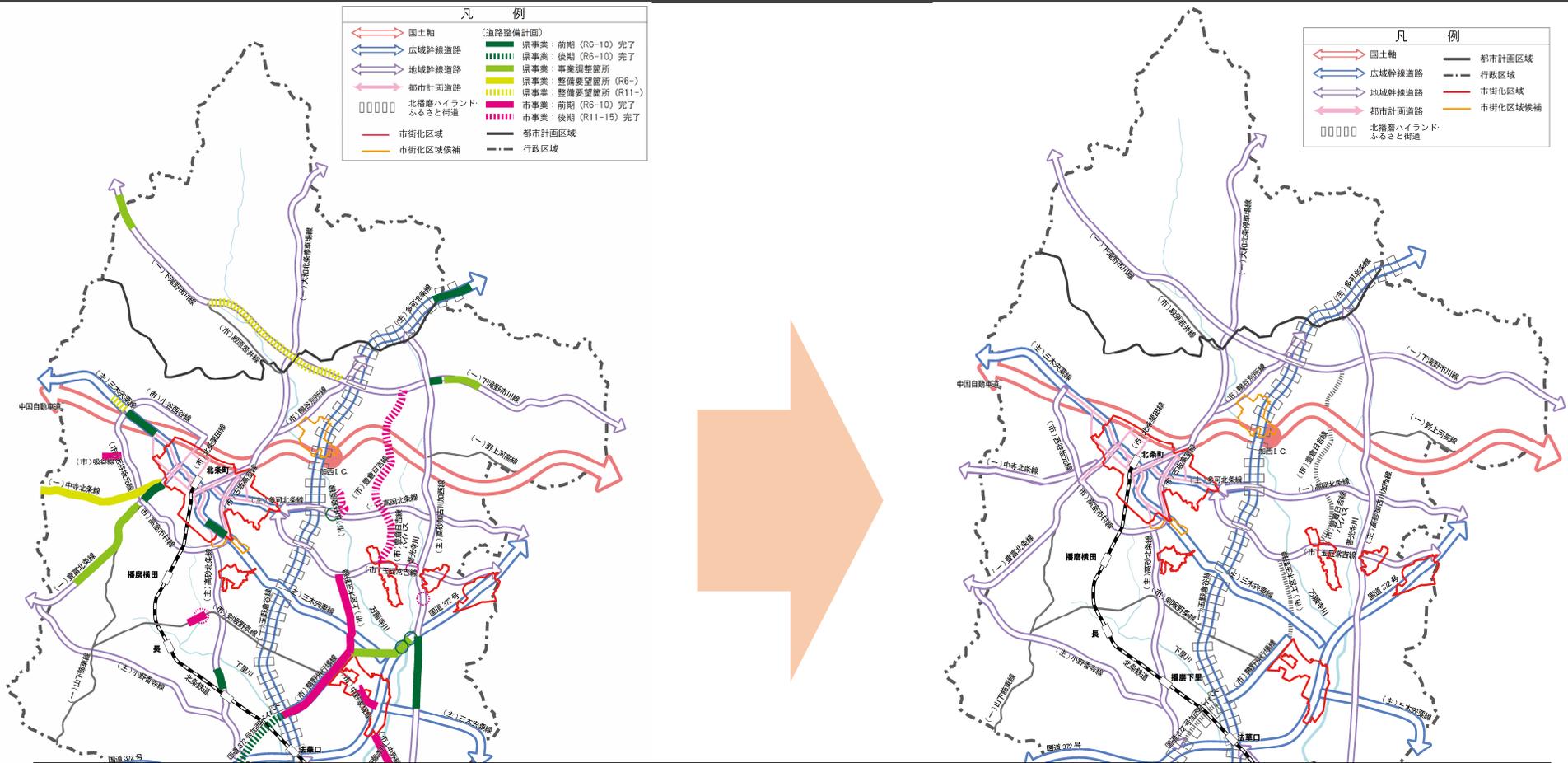
■10/19策定検討委員会でのご意見

	意見・修正箇所	修正内容
1	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別方針図で、道路整備計画について位置付けられているが、特に市事業の赤の太線は整備の中身の大きさに差があるかと思う。 ・道路ネットワーク上重要な箇所は入れるべきかとは思し整備計画は入れる必要は無いのかとも思う。 	→ネットワーク上重要な基幹道路のみの表示に修正 (資料2 P108、139、149、158)
2	<ul style="list-style-type: none"> ・加西市外から移住された方で何も情報が無い方に対しても3つの地域それぞれの特性や魅力が分かるような工夫をしてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の頭に「地域の情報として」それぞれの概要が分かるよう追加→ (資料2 P128、140、150)
3	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別構想のページで簡単な将来都市構造図、都市核・副都市核がここにあるなど、そういうのもあれば分かりやすい。一工夫できないか。 	→ご意見を踏まえ修正。(資料2 P127、128、140、150)

■10/19策定検討委員会でのご意見

	意見・修正箇所	修正内容
4	<p>・資料3、地域別構想の地域づくりの基本方針、「4. 下水道及び河川に関する方針」は、3地域全て同じ表記になっている。下水道については北条地域、特に善防校区で集落下水道から公共下水道への接続があるという話や、河川では未整備部分の整備で、下里川の畑町付近が整備着手決定している。地域ごとに若干強弱を付けて書いても良いかと思う。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正。 → (資料2 P111) → (資料2 P137、147、156)</p>
5	<p>・資料3、地域づくりの基本方針、北条地域「6.景観形成の方針」の4つめ、「地域と調和した再生可能エネルギー施設の開発誘導」は、加西地域や泉地域では「5.環境形成の方針」になっている。北条地域だけが場所が違っている。</p>	<p>地域別構想での記載を削除し、全体構想の部門別方針で記載。 「5.環境形成の方針」と「6.景観形成の方針」の両方に関する内容のため、ニュアンスを変えて両方に記載。 → (資料2 P113) → (資料2 P115)</p>

11/30北播磨県民局まちづくり連絡会議でのご意見



	意見・修正箇所	修正内容
1	<p>・部門別整備方針の「都市交通に関する方針 交通施設整備の方針図」について、整備計画の基になっている県の社会基盤整備プログラムが来年見直しされること、他の整備方針では詳細な計画を記載していないことから、現行都市マスと同様に基幹道路のみの記載にしてはどうか。併せて地域別構想の該当箇所も修正。</p>	<p>→ご意見を踏まえ修正。(資料 2 P108、139、149、158)</p>

■11/30北播磨県民局まちづくり連絡会議でのご意見

	意見・修正箇所	修正内容
2	・県も関係する事業の記載については、県と協働のもとで実施する旨を追記すること。	→ご意見を踏まえ修正。(対応箇所多数のため以降を参照)
3	土砂災害特別警戒区域は、市域を囲むよう外側に分布	→土砂災害特別警戒区域は、市街化区域外に分布(資料2 P35)
4	一定充足していますが、兵庫県明石市から京都府舞鶴市に至る国道175号のような両側4車線道路や東播磨南北道路のような地域高規格道路がないため、近隣市と比較すると東播磨地域、南北方向へのアクセスが弱い状況にあります。	→一定充足していますが、近隣市と比較すると東播磨地域、南北方向へのアクセスが弱い状況にあります。(資料2 P47)
5	長期間(1年以上)かかっています。	→長期間(1年以上)必要となります。(資料2 P54)
6	線引きの廃止廃止後の非線引き都市計画区域における土地利用コントロールの手法に係る案を検討し兵庫県に要望していきます。	→線引き廃止、廃止後の非線引き都市計画区域における土地利用コントロールの手法に係る案を検討し関係機関と協議を始めます。(資料2 P102)
7	主要な河川は改修済みであるものの、支流である市管理河川については	→主要な河川は改修済みも多いが、引き続き河川整備計画に基づき千歳川の整備に県と協働で取り組み、支流である市管理河川については(資料2 P111)

■11/30北播磨県民局まちづくり連絡会議でのご意見

	意見・修正箇所	修正内容
8	異常箇所の対応に努めます。	→異常箇所の情報共有を図り、県と協働で対応に努めます。(資料2 P111)
9	国道372号、(事業計画中：国道372号加西バイパス)	→国道372号(資料2 P128、140)
10	歩道設置などの安全対策を推進するとともに、	→歩道設置などの安全対策を県と協働で推進するとともに、(資料2 P135)
11	国道372号加西バイパスについて、整備推進に努めます。	→国道372号加西バイパスについて、県と協働で整備推進に努めます。(資料2 P137)
12	万願寺川沿いの浸水想定区域	→万願寺川沿いの洪水浸水想定区域(資料2 P148)
13	災害時の緊急輸送路となる	→災害時の緊急輸送道路となる(資料2 P157)
14	危険性周知徹底と避難行動体制の構築を図ります。	→危険性周知徹底と避難体制の構築を図るとともに県と協働で堰堤などの整備推進に努めます。(資料2 P157)
15	里山整備事業	→里山防災林整備事業(資料2 P102、115、137)

■実現化に向けて（都市マス素案）

（１）都市計画の決定・変更

- 本市特有の都市構造は合致しない「線引き」の要否について関係機関と協議を始める。
- 調整区域における集落コミュニティ維持と移住定住促進のため、地区計画・特別指定区域制度などを活用。

（２）市民・事業者との連携・協働

- ふるさと創造会議での各種団体との協働により地域の課題や特色に応じた様々な活動を引き続き推進する。

（３）都市づくりにおける広域連携

- 北播磨広域定住自立圏や播磨圏域連携中枢都市圏等の自治体との広域的な連携を図る。

（４）適正な指導・手続きの運用

- 都市計画法、建築基準法及び「加西市開発調整条例」等に基づき、適正な開発を指導する。
- 地区計画を活用し、壁面後退、色彩の管理等の建築規制を行い、居住環境の保全・向上に努める

（５）計画の評価・見直しについて

- 計画策定後おおむね5年で必要に応じて計画内容を見直す。
- 目指すべき将来像や都市構造が大きく変化する場合や、土地利用などを大きく見直す必要がある場合は、中間年次・目標年次によることなく適宜計画を見直す。

以上で説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。